

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ☞ 社宅に該当しない社宅

Q：当社は、福利厚生の一環として借上社宅制度を検討中です。借上社宅の場合の注意点があれば教えてください。

A：借上社宅の場合、必ず会社名義で契約する必要があります。

### 【解説】

社宅については、一定額以上の適正家賃を徴収していれば本人に所得税はかかりません。適正家賃は、世間相場の家賃に比べるとかなり安くなりますので、福利厚生の一環として検討に値するでしょう。

ところで、社宅は自己所有でも他からの借上げでもどちらでもよいのですが、他からの借上げの場合は、次の点に注意しましょう。

#### (1) 会社名義の契約とする

住宅を他から借り上げた場合の契約者が、会社ではなく役員や従業員である賃貸住宅は、社宅には該当しません。

役員や従業員の個人名義で契約した場合の家賃を会社が負担すると、その負担した金額が給与として課税されることになります。

#### (2) 役員や従業員が所有し居住している住宅を会社が借り上げても社宅にはならない

自分が居住している住宅を会社に貸し、それをそのまま会社から借りて住んでも、実質的な賃貸借契約はないものと判断されますので、社宅には該当しません。

この場合、入居している者が所有者以外であれば、社宅として取り扱うことができます。

